

休業対応応援共済



補償内容

火災、台風などによる事故はもちろん、地震などの自然災害による損害も補償する共済です。共済金をお支払いする主な事由

ここが新しい!

次のいずれかに該当する災害によって対象となる建物が損害を受けた結果、事業活動が完全に休止したために生じた損失に対して共済金をお支払いします。

地震・噴火・津波の自然災害による損害にも対応	地震 地震による火災を含む	噴火	津波	火災 地震による火災を除く
台風、等る による水災	台風、等る による風災	雪災	ひょう災	落雷
漏水等による 水漏れ	建物外部からの物 体の落下、飛来、衝突	盗難による 建物の損壊等	など	

共済金のご案内

全損応援共済金 **3,000万円** 限度

一部損応援共済金 **1,500万円** 限度

ご契約者の粗利益日額(前年度実績)を基に定める「約定日額」と「休業日数」に応じてお支払いします。

- (注1) 建物の構造、新耐震設計基準の有無、業種や事業規模によって、全損応援共済金は1,000万円限度、一部損応援共済金は500万円限度となります。
- (注2) 一部損応援共済金は、事業再開のため、事故日からその日を含めて連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合にお支払いします。
- (注3) 約定日額は、1日あたりの粗利益額の70%以内で算出した金額で、1万円単位で設定します。
- (注4) 全損応援共済金は、約定日数に応じてお支払いします。
- (注5) 全損応援共済金は、全損認定日、ならびに事故日から3か月、6か月経過後に事業再開に向けた意思確認および事業再開の事実(計画を含む)を確認後にお支払いします。
- (注6) 一部損応援共済金は、事業再開に向けた意思確認、事業再開の事実確認後にお支払いします。
- (注7) 一部損応援共済金では仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合、仮設店舗で事業活動した日数は休業日数に含めた取扱いとなります。

共済金お支払い例 約定日額3万円 全損約定日数150日 一部損約定日数60日の場合 (休業日数50日)

全損応援共済金 3万円 × 150日 = **450万円**

一部損応援共済金 3万円 × 50日 = **150万円**

(注) 一部損応援共済金は休業日数(約定日数)をお支払いします。

お支払いする共済金

全損応援共済金 **3,000万円** 限度

一部損応援共済金 **1,500万円** 限度

(注) 建物の構造、新耐震設計基準の有無、業種や事業規模により、全損応援共済金は1,000万円限度、一部損応援共済金は500万円限度となります。

共済期間

共済期間は1年で共済掛金の振替日の属する月の初日(共済期間開始の日)の午後4時から翌年の応当日の午後4時までとします。

キャッシュレス 共済掛金の払込方法

共済掛金の払込方法は、年一括払いかつご指定の金融機関の口座からの引落しとなります。

- このチラシは、「休業対応応援共済」の概要を記載したものです。詳細については「重要事項説明書」および「休業対応応援共済普通共済約款」を用意しておりますので、必要に応じ取扱代理所または各都道府県の取扱組合にご請求ください。
- ご契約にあたり、組合員資格についてご確認させていただきます。また、ご不明な点などがございましたら、取扱代理所または各都道府県の取扱組合までお問い合わせください。

お問い合わせ・お申し込みは

取扱組合	宮城県火災共済協同組合 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14番2号 TEL:022-263-1265 FAX:022-267-2878	取扱代理所
------	--------------------------------------------------------------------------------	-------